

令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第131号	上越市立公民館条例の一部改正について	社会教育課	1～3
議案第132号	上越市体育施設条例の一部改正について	スポーツ推進課	4～5
議案第141号	指定管理者の指定について（菱の里）	教育総務課	6～9
議案第114号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第6号)	教育総務課	10～13

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 3 1 号
提 出 課	社会教育課

上越市立公民館条例の一部改正について

1 改正理由

上越市立金谷地区公民館について、高田区内から金谷区内に移転整備することに伴い、関係する規定を整備するほか、上越市立吉川地区公民館竹直分館及び上越市立吉川地区公民館源分館について、施設の利用実態や老朽化の状況を踏まえ、それぞれ供用を廃止するもの

2 改正内容

- (1) 上越市立金谷地区公民館の位置を「上越市大貫二丁目 1 7 番 5 0 号」とし、各施設の名称及び使用料は、次のとおりとする。（第 2 条の 2、別表関係）

施設名		使用料（1 時間につき）
金谷地区公民館	集会室 1	5 1 0 円
	集会室 2	4 2 0 円
	和室 1	1 7 0 円
	和室 2	1 2 0 円
	会議室	1 2 0 円
	調理実習室	3 1 0 円

- (2) 条文中で引用する施設から、上越市立吉川地区公民館竹直分館及び上越市立吉川地区公民館源分館を削る。（第 2 条の 2、別表関係）

3 施行期日

- (1) 2 (1)の改正 教育委員会が規則で定める日
(2) 2 (2)の改正 令和 7 年 4 月 1 日

4 上越市立公民館条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																				
（地区公民館等の設置） 第 2 条の 2 略 2 略 (1) 地区公民館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>上越市立金谷地区公民館</td><td>上越市大貫二丁目 17 番 50 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> (2) 分館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </table>	名称	位置	（略）		上越市立金谷地区公民館	上越市大貫二丁目 17 番 50 号	（略）		名称	位置	（地区公民館等の設置） 第 2 条の 2 略 2 略 (1) 地区公民館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td>上越市立金谷地区公民館</td><td>上越市寺町二丁目 16 番 21 号</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td></tr> </table> (2) 分館 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </table>	名称	位置	（略）		上越市立金谷地区公民館	上越市寺町二丁目 16 番 21 号	（略）		名称	位置
名称	位置																				
（略）																					
上越市立金谷地区公民館	上越市大貫二丁目 17 番 50 号																				
（略）																					
名称	位置																				
名称	位置																				
（略）																					
上越市立金谷地区公民館	上越市寺町二丁目 16 番 21 号																				
（略）																					
名称	位置																				

改 正 案			改 正 前																								
<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>上越市立頸城 地区公民館明 治南分館</td><td>上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>上越市立吉川 地区公民館川 谷分館</td><td>上越市吉川区川 谷 3351 番地</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>			(略)		上越市立頸城 地区公民館明 治南分館	上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地			上越市立吉川 地区公民館川 谷分館	上越市吉川区川 谷 3351 番地	(略)		(削除)	<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>上越市立頸城 地区公民館明 治南分館</td><td>上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地</td></tr><tr><td>上越市立吉川 地区公民館竹 直分館</td><td>上越市吉川区竹 直 1745 番地</td></tr><tr><td>上越市立吉川 地区公民館源 分館</td><td>上越市吉川区山 直海 1648 番地 1</td></tr><tr><td>上越市立吉川 地区公民館川 谷分館</td><td>上越市吉川区川 谷 3351 番地</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>		(略)		上越市立頸城 地区公民館明 治南分館	上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地	上越市立吉川 地区公民館竹 直分館	上越市吉川区竹 直 1745 番地	上越市立吉川 地区公民館源 分館	上越市吉川区山 直海 1648 番地 1	上越市立吉川 地区公民館川 谷分館	上越市吉川区川 谷 3351 番地	(略)	
(略)																											
上越市立頸城 地区公民館明 治南分館	上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地																										
上越市立吉川 地区公民館川 谷分館	上越市吉川区川 谷 3351 番地																										
(略)																											
(略)																											
上越市立頸城 地区公民館明 治南分館	上越市頸城区花 ヶ崎 591 番地																										
上越市立吉川 地区公民館竹 直分館	上越市吉川区竹 直 1745 番地																										
上越市立吉川 地区公民館源 分館	上越市吉川区山 直海 1648 番地 1																										
上越市立吉川 地区公民館川 谷分館	上越市吉川区川 谷 3351 番地																										
(略)																											
別表（第 4 条、第 1 2 条関係）			別表（第 4 条、第 1 2 条関係）																								
(1) 地区公民館			(1) 地区公民館																								
施設名		使 用 料 (1 時 間 につき)	施設名		使 用 料 (1 時 間 につき)																						
金 谷 地 区 公 民 館	集会室 1	510 円	金 谷 地 区 公 民 館	第 1 会議室	120 円																						
	集会室 2	420 円		第 2 会議室	110 円																						
	和室 1	170 円		大会議室	310 円																						
	和室 2	120 円		調理実習室	120 円																						
	会議室	120 円																									
	調理実習室	310 円																									
(略)			(略)																								
備考 略			備考 略																								
(2) 分館			(2) 分館																								
施設名		使 用 料 (1 時 間 につき)	施設名		使 用 料 (1 時 間 につき)																						
(略)			(略)																								
頸 城 地 区 公 民 館 明 治 南分館	会議室 1	110 円	頸 城 地 区 公 民 館 明 治 南分館	会議室 1	110 円																						
	会議室 2	110 円		会議室 2	110 円																						
	大会議室	480 円		大会議室	480 円																						
	調 理 実 習 室	120 円		調 理 実 習 室	120 円																						
			吉 川 地 区 公 民 館 竹 直 分 館	体育館	480 円																						
			吉 川 地 区 公 民 館 源 分 館	和室	120 円																						
				大会議室	250 円																						
吉 川 地 区 公 民 館 川 谷 分 館	体育館	480 円	吉 川 地 区 公 民 館 川 谷 分 館	体育館	480 円																						

改 正 案	改 正 前
(略)	(略)
備考 略	備考 略

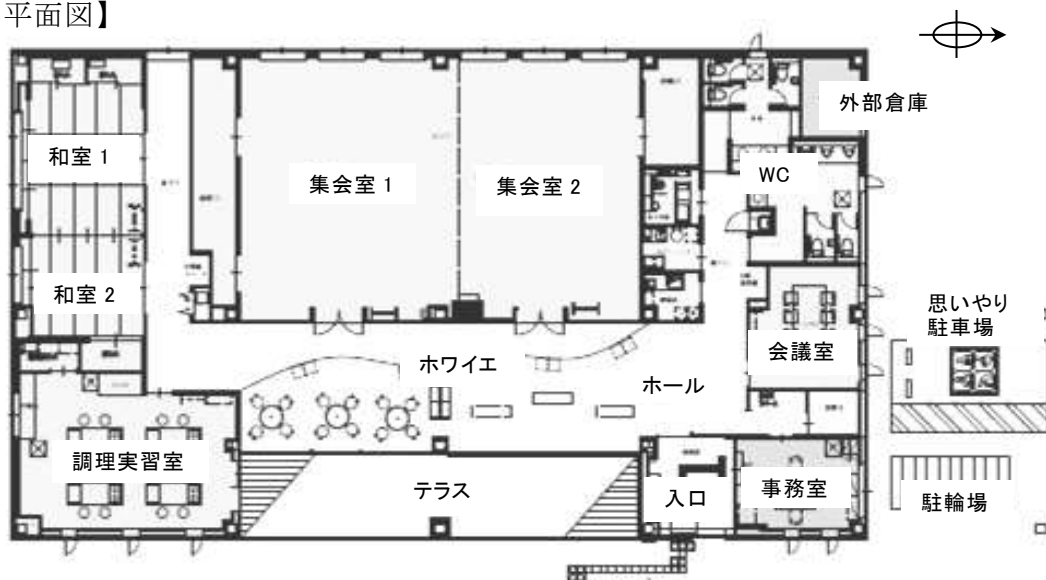
<参考>施設の概要

施 設 名 称	上越市立金谷地区公民館
所 在 地	上越市大貫二丁目 17 番 50 号
構 造	鉄骨造 平屋建
延 床 面 積	683.05 m ²

【イメージ図】



【平面図】



施 設 名 称	上越市立吉川地区公民館竹直分館	上越市立吉川地区公民館源分館
所 在 地	上越市吉川区竹直 1745 番地	上越市吉川区山直海 1648 番地 1
構 造	体育館 鉄骨造	体育館 鉄骨造
延 床 面 積	329.00 m ²	331.24 m ²
設 置 年 度	昭和 48 年度	昭和 61 年度
設 置 目 的	上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与するため	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 3 2 号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市体育施設条例の一部改正について

- 1 改正理由
- 上越市三和西部スポーツハウスについて、施設の利用実態や老朽化の状況を踏まえ、供用を廃止するもの
- 2 改正内容
- 条例中引用する施設から上越市三和西部スポーツハウスを削除する。（別表第 1、別表第 3 関係）
- 3 施行期日
- 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 上越市体育施設条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案					改 正 前						
別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）					別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）						
名称		位置	利用時間	休館日	名称		位置	利用時間	休館日		
(略)					(略)						
上越市三和スポーツセンター	上越市三和区島倉 2382 番地 3	9：00～22：00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで		上越市三和スポーツセンター	上越市三和区島倉 2382 番地 3	9：00～22：00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			
					上越市三和西部スポーツハウス						
					上越市三和区下中 3335 番地 8	9：00～22：00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで				
上越市三和スポーツ公園	上越市三和区島倉 2427 番地	日の出～日没	教育委員会が定める日		上越市三和スポーツ公園	上越市三和区島倉 2427 番地	日の出～日没	教育委員会が定める日			
(削除)											
別表第 3（第 1 3 条関係）					別表第 3（第 1 3 条関係）						
(1) 施設使用料					(1) 施設使用料						
施設名		占用使用料(1 時間につき)	共用使用料(1 人につき)		施設名		占用使用料(1 時間につき)	共用使用料(1 人につき)			
			区分	2 時間につき				1 月につき	区分	2 時間につき	1 月につき
(略)					(略)						
上越市三和スポーツセンター	体育室	480 円	一般	240 円	960 円	上越市三和スポーツセンター	体育室	480 円	一般	240 円	960 円
			中学生以下	120 円	480 円				中学生以下	120 円	480 円
	研修室	360 円	一般	240 円	960 円	研修室	360 円	一般	240 円	960 円	
			中学生以下	120 円	480 円			中学生以下	120 円	480 円	
会議室	240 円				会議室	240 円					
					上越市三						
					体育室	480 円				ミーテ	240 円
(削除)											

改 正 案						改 正 前					
						和西部スポーツハウス	イングスルーム				
上越市三和スポーツ公園	グラウンド	360 円				上越市三和スポーツ公園	グラウンド	360 円			
備考 略						備考 略					
(2) 附属設備使用料						(2) 附属設備使用料					
設備名		単位	使用料			設備名		単位	使用料		
(略)						(略)					
上越市三和スポーツセンター	体育室	照明設備	1 時間につき	110 円		上越市三和スポーツセンター	体育室	照明設備	1 時間につき	110 円	
						上越市三和西部スポーツハウス	体育室	照明設備	1 時間につき	110 円	
備考 略						備考 略					

<参考>施設の概要

施設名称	上越市三和西部スポーツハウス
所在地	上越市三和区下中 3335 番地 8
構造	鉄骨造 1 階建
延床面積	672.45 m ²
敷地面積	4,984.00 m ²
施設機能	体育室、ミーティングルーム
設置年度	平成 2 年度
設置目的	広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 1 号
提 出 課	教育総務課

指定管理者の指定について（菱の里）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団 体 名	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
所 在 地	新潟県上越市木田新田 1 丁目 1 番 3 号
設立年月日	昭和 43 年 4 月 23 日
設 立 目 的	上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
団体の事業	① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ⑥ 共同募金事業への協力 ⑦ 居宅介護等事業の経営 ⑧ 老人デイサービス事業の経営 ⑨ 老人短期入所施設の経営 ⑩ 特別養護老人ホームの経営 ⑪ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 ⑫ 障害福祉サービス事業の経営 ⑬ 特定相談支援事業の経営 ⑭ 一般相談支援事業の経営 ⑮ 障害児相談支援事業の経営 ⑯ 日常生活自立支援事業 ⑰ 心配ごと相談事業 ⑱ 成年後見制度に関する事業 ⑲ 生活支援体制整備事業 ⑳ その他この法人の目的達成のために必要な事業
管理の実績	・上越総合福祉センター（平成 3 年から平成 27 年まで） ・安塚ほのぼの荘（平成 12 年から平成 24 年まで） ・浦川原生活支援ハウス（平成 12 年から） ・頸城生活支援ハウス（平成 12 年から） ・板倉生活支援ハウス（平成 12 年から） ・清里生活支援ハウス（平成 12 年から） ・名立生活支援ハウス（平成 12 年から）

(2) 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

社会福祉法人上越市社会福祉協議会が運営するやすづか学園の児童・生徒が年間を通じて宿泊利用するため、同法人が管理することにより施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから、随意指定とするもの。また、上越市教育総務課指定管理者選定委員会の各委員の採点結果の合計点の平均が基準点以上の評価であったため、引き続き、社会福祉法人上越市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

1 管理運営方針
(1) 菱の里管理運營業務仕様書に基づき利用者が快適に当該施設を利用することができるよう、関係する法令、条例等を順守し、管理運営を行う。
(2) やすづか学園の児童・生徒の利用に当たっては、安全で安心できる生活が送れるよう円滑な運営を行う。
2 サービスの向上
(1) 丁寧な対応を心掛け、施設内外の環境整備を図り、施設を安全・安心かつ快適に利用できるよう努める。
(2) やすづか学園の児童・生徒に対しては、家庭のように安心できる生活の場を提供する。

2 上越市教育総務課指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
学識経験者	伊野 亘	(前) 豊原小学校校長 (元) 国立妙高青少年自然の家所長
経営精通者	荒木 克	大陽開発株式会社代表取締役社長
財務精通者	笹川 香織	税理士(笹川香織税理士事務所)
施設の利用者の代表	山下 亜季	施設利用者
	小林 修一	施設利用者
	中島 勝義	施設利用者
市職員	瀧本 幸次	市教育総務課長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内 容	出席委員
10 月 30 日(水)	書類審査、面接審査、指定管理者候補者の選定	7 人

(3) 審査

ア 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、各委員の採点結果の合計点で評価する「得点方式」により、書類審査及び面接審査を行った。

各委員の採点結果の合計点の平均が 100 点満点中、60 点以上の評価があった社会福祉法人上越市社会福祉協議会を委員間で協議の上、候補者として決定した。

イ 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30 点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35 点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業の方針と提案
③管理の安定 （10 点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3 か年の収支計画書
④経費の縮減 （10 点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15 点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項

ウ 審査結果 ※財務精通者は、書類審査による財務状況のチェックを実施

	点数	審査項目（大項目）				
		①	②	③	④	⑤
A 委員	79	23	28	6	8	14
B 委員	64	21	21	6	6	10
C 委員	72	22	23	8	6	13
D 委員	99	30	34	10	10	15
E 委員	72	22	27	6	6	11
F 委員	68	24	23	6	6	9
G 委員	71	24	22	6	6	13
合計点	525	-	-	-	-	-
平均点※	75	-	-	-	-	-

※ 平均点は、小数点以下を切捨てで表示している。

※ 財務精通者は、書類審査による財務状況のチェックを実施し、「管理の安定が望める」と評価した。

エ 委員会での主な意見

- ・人件費の増加に対応するため、利用者を増やす取組や地域との交流を図るイベントを開催するなど、収入を増やす必要があるのではないか。
- ・やすづか学園と児童・生徒が宿泊できる菱の里を一体として、県内外にPRすることで、利用者が増加するのではないか。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料（委託料）の総額について債務負担行為を設定（千円）

①債務負担行為設定額	②＋③＋④	13,954
②令和7年度指定管理料（委託料）		4,574
③令和8年度指定管理料（委託料）		4,651
④令和9年度指定管理料（委託料）		4,729
⑤前指定期間の指定管理料平均額		4,220
⑥指定管理料の増減額	①－（⑤×3年）	1,294

(2) 主な増減理由

過去3か年の収支状況を踏まえ、市の基準に沿った積算を行った結果、人件費等が増加したため

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 4 号
提 出 課	教育総務課

歳出科目（P40～P43）	10 款 2 項 1 目	学校管理費
---------------	--------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
小学校施設管理費	882, 596	△2, 439	880, 157

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	△2, 439	報酬	△1, 935
		共済費	△416
		旅費	△88

【補正理由】

人事異動に伴う職員構成の変動により、会計年度任用職員（学校用務員）の数に増減があったことから人件費を減額するもの

【補正内容】

会計年度任用職員（学校用務員）1 人分の人件費の減
(歳出)

科 目		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	76, 231	△1, 935	74, 296
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	16, 313	△416	15, 897
旅費	現業会計年度任用職員費用弁償	3, 497	△88	3, 409
合 計		96, 041	△2, 439	93, 602

歳出科目（P 42～P 43）	10 款 2 項 3 目	学校建設費
-----------------	--------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小学校大規模改造事業	105,228	22,348	127,576

主な補正財源		主な経費	
市債	16,400	役務費	180
一般財源	5,948	委託料	10,252
		工事請負費	11,143
		備品購入費	773

【補正理由】

車椅子による移動を要する児童が令和 7 年度に市立小学校に入学することから、エレベーター及び多目的トイレ設置に係る設計費及び児童玄関スロープの設置経費を増額するもの

【補正内容】

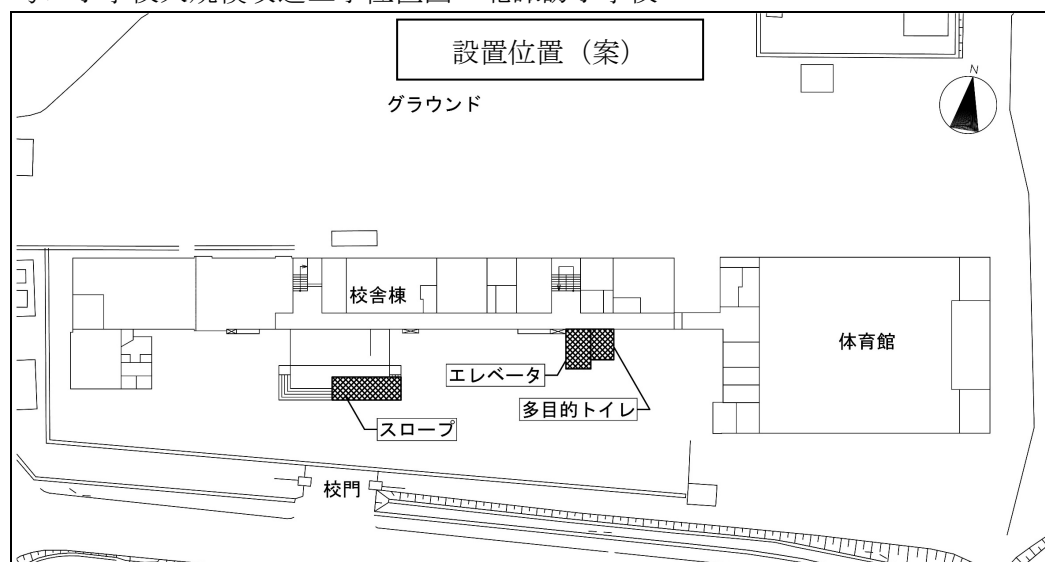
（歳入）

科目		補正前	補正額	補正後
市債	小学校大規模改造事業	68,200	16,400	84,600
一般財源		37,028	5,948	42,976
合 計		105,228	22,348	127,576

（歳出）

科目		補正前	補正額	補正後
役務費	手数料	0	180	180
委託料	実施設計委託料	29,336	10,252	39,588
工事請負費	学校整備工事	75,892	11,143	87,035
備品購入費	施設管理用備品購入費	0	773	773
合 計		105,228	22,348	127,576

＜参考＞小学校大規模改造工事位置図 北諏訪小学校



歳出科目（P42～P43）	10 款 3 項 1 目	学校管理費
---------------	--------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中学校施設管理費	401,263	2,428	403,691

主な財源		主な経費	
一般財源	2,428	報酬	1,936
		共済費	417
		旅費	75

【補正理由】

人事異動に伴う職員構成の変動により、会計年度任用職員（学校用務員）の数に増減があったことから人件費を増額するもの

【補正内容】

会計年度任用職員（学校用務員）1 人分の人件費の増
(歳出)

科目		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	25,480	1,936	27,416
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	5,421	417	5,838
旅費	現業会計年度任用職員費用弁償	980	75	1,055
合 計		31,881	2,428	34,309

歳出科目（P44～P45）	10 款 6 項 6 目	学校給食管理費
---------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
学校給食費	1,643,418	89,618	1,733,036

主な財源		主な経費	
一般財源	89,618	需用費	89,618

【補正理由】

物価高騰の影響を受け、市立小中学校及び幼稚園の給食食材費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

（歳出）

科目		補正前	補正額	補正後
需用費	賄材料費	810,075	89,618	899,693